

平成28年度 第5回全体庁議（8月25日開催）

区分	審議・ 報告	案件名 (担当部)	(3) 帯広市まちづくり基本条例市民検討委員会からの提言について[政策推進部]
----	---------------	--------------	---

■ 提案・報告の趣旨

帯広市まちづくり基本条例市民検討委員会より、「帯広市まちづくり基本条例(平成19年施行)」の見直しの必要性について検討を行ってきた結果が「提言書」として市に提出されたことから、これを総務委員会に報告しようとするもの。

■ 提案・報告の主な内容(概要)

- 「帯広市まちづくり基本条例」は、市民・市長・市職員それぞれの責務や市民参加のルールなど、協働のまちづくりに取り組む上での基本的な事項を定めたものであり、まちづくりに関する計画の策定や条例の制定に際し、最大限尊重しなければならない規範としての役割を担うもの。
- 基本条例第24条には、5年を超えない期間ごとに各条項等の適合状況等を検討することが規定されており、前回の検討から5年目にあたる今年度に、市民10名からなる「市民検討委員会」を設置し、条例見直しの必要性について検討していただいた。
- 今般、市民検討委員会において検討結果が取りまとめられ、平成28年8月25日に「提言書」として市に提出された。
- 市民検討委員会による検討の結果は、条例改正の必要はないという結論であったが、基本条例に基づく取り組みを進めるにあたって、市が留意すべき点について提言をいただいた。
- 今回の提言への市の対応について庁内において協議し、11月に提言への対応をまとめる予定。

■ 今後のスケジュール

- ・平成28年9月15日 市議会総務委員会へ報告
- ・ " 9月～10月 提言への対応について庁内で協議
- ・ " 11月 提言への対応をとりまとめ

■ 審議結果

■ その他、指摘事項等

- ・特になし